

事務連絡
令和4年5月27日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和4年5月27日付け保発0527第2号）が通知され、施術内容の透明化や患者への情報提供を推進するとともに、業界の健全な発展を図る観点から、明細書の患者への交付が義務化され、令和4年10月1日から適用することとされたところですが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめましたので、送付いたします。関係者に周知いただくとともに、窓口での相談対応等において個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

なお、この事務連絡は、令和4年10月1日から適用することとし、「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成22年6月30日付け事務連絡）の間22及び「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）」（平成23年3月3日付け事務連絡）の間27は、令和4年9月30日限り廃止します。

【明細書関係】

(問1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所においては、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付することとされたが、「常勤職員」とは、どのような者を指すのか。

(答)

「常勤職員」とは、原則として各施術所で作成する就業規則において定められた勤務時間※の全てを勤務する者を指すものである。なお、柔道整復師に限らず、事務職員等も含むものである。

※ 就業規則を作成していない場合は、各施術所の一般的な労働者の労働契約における勤務時間

(問2) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所においては、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付することとされたが、「正当な理由」とは何か。

(答)

「正当な理由」とは、患者本人から不要の申出があった場合である。

(問3) レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付する場合、一部負担金等を徴収する項目のみが表示されるが、問題ないか。徴収しない項目の表示は省略してもよいか。

(答)

明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付する場合、一部負担金等を徴収する項目のみ表示し、徴収しない項目の表示は省略しても差し支えない。

(問4) 一部負担金の支払いがない患者（公費負担該当者）には明細書を交付しなくてよいか。

(答)

公費負担医療の対象である患者等、一部負担金の支払いがない患者（当該患者の医療費が全額公費によるものを除く。）についても、明細書を交付するものである。

(問5) 患者の求めに応じて、明細書を1ヶ月単位で交付することは可能か。

(答)

明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則である。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととしており、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書(施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの)である必要がある。

(問6) 患者から一部負担金を受けるごとに明細書を無償で複数回交付した場合、明細書発行体制加算はいつ算定すべきか。

(答)

明細書を無償で交付した日の日に明細書発行体制加算の算定を行っても差し支えないが、明細書発行体制加算は同月内においては1回のみの算定に限られる。

(問7) 患者の求めに応じて明細書を1ヶ月単位で交付した場合、明細書発行体制加算の算定はどのようになるか。

(答)

患者の求めに応じて明細書を1ヶ月単位で交付する場合は、一部負担金の支払いを受けた当該月又は翌月に明細書を交付することになるが、ある月に複数月分の明細書を1ヶ月単位で交付した場合であっても、明細書発行体制加算は同月内においては1回のみの算定に限られる。

(問8) 施術を行った月に明細書を交付し、明細書発行体制加算を支給申請したが、翌月、患者から再交付を求められて、同月の明細書を再交付した。この場合、再交付した明細書について、明細書発行体制加算(2回目)を支給申請してよいか。

(答)

再交付した明細書について、明細書発行体制加算(2回目)を支給申請することはできない。

(問 9)「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について(その1)」
(平成 22 年 6 月 30 日付け事務連絡)の問 23 及び問 24 について、令
和 4 年 10 月 1 日以降も適用されると考えてよいか。

(答)

そのとおり。

(問 10)「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について(その2)」
(平成 23 年 3 月 3 日付け事務連絡)の問 26 について、令和 4 年 10 月
1 日以降も適用されると考えてよいか。

(答)

そのとおり。

(問 11)「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」の一部改正に
ついて(令和 4 年 5 月 27 日付け保医発 0527 第 3 号。以下「令和 4 年
通知」という。)により改正された領収証及び明細書の標準様式には押
印欄が記載されていないが、どのように考えればよいか。

(答)

領収証や明細書の押印については、これを義務付ける法令の規定は存在しな
いことから、令和 4 年通知により、領収証及び明細書の標準様式には押印欄を
設けないこととしたものであるが、これらは標準様式であり、必要に応じて押
印することも可能である。